

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が男女ともにその能力を十分に発揮出来るよう、行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 目標と取組内容・実施時期

【目標①】女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標

運転士に占める女性運転士の割合を10%以上にする。

《実施時期・取組内容》

- 令和3年4月～ ・転職サイトを始めとする女性運転士採用のPR強化
- 〃 ・女性トイレ、休憩室などの新設、改修計画の策定
- 〃 ・女性運転士希望者への会社説明会、体験会の実施

【目標②】職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標

全社員の有給休暇取得率を40%以上にする。

《実施時期・取組内容》

- 令和3年4月～ ・有給休暇取得率と取得できない事業所の原因の調査
- 〃 ・社内報等による周知の徹底
- 〃 ・管理職に対する有給を取得しやすい環境づくりの研修
- 〃 ・従業員確保のための引続きの採用活動の継続
- 〃 ・IT、システム化による仕事の効率化と生産性向上の促進

祐徳自動車株式会社

統括部 総務部